委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委託業務名	大津市外国語指導助手(ALT)派遣
委託業務場所	大津市教育委員会及び大津市立小中学校
概 要	小中学校の外国語活動及び外国語科の授業等の補助及びそれに係る業 務
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、契約期間の満了する日から起算して90日前の日までに本市及び契約の相手方のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。その更新は、2回まで行うことができる(契約期間は最長の場合、3年間となる。)。
契約年月日	令和7年4月1日
契約金額	155,033,109円
契約の相手方	〔所在地〕静岡県浜松市中央区伝馬町311-14 〔名 称〕株式会社インタラック関西東海
契約相手方の 選 定 理 由	公募型プロポーザルの方式により参加者の公募を行い、企画提案書をプレゼンテーション審査した結果、上記の業者を選定した。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。